

令和四年第八回雄武町議会定例会会議録(第二日目)

令和四年十二月九日 午前 十時 ○〇分開会

※請願部分のみ抜粋

◎請願第二号 平岡医師の再任を求める請願について

○議長(橋詰 啓史君) 日程の十三、請願第二号 平岡医師の再任を求める請願についてを議題といたします。令和四年第六回定例会において付託しました総務文教常任委員会から審査報告書が提出されていますので委員長の報告を求めます。溝田総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長(溝田 昌志君) 付託議件審査報告について。令和四年第六回定例会において総務文教常任委員会にその審査を付託された議件について、会議規則第七十七条の規定により次のとおり審査結果を報告します。付託議件、令和四年請願第二号 平岡医師の再任を求める請願書について。審査結果、令和四年請願第二号を原案不採択とするべきもの。委員会における経緯は、今回の総務文教常任委員会に付託された請願については十月十一日から十一月三十日までの計六回の審査を行い、参考人からの意見を求め、委員会としても審査を重ね、様々な意見がありました。審査結果として不採択とすべきものと決定した次第であります。以上、報告を終わります。

○議長(橋詰 啓史君) 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆様に申し上げます。十二時近いですがこのまま議案の審査を続けたいと思っておりますのでご了承願います。

【「討論」という声あり。】

○議長(橋詰 啓史君) たいいま討論の申出がありました。それでは質疑をまず行います。長野議員。

○九番(長野 誠君) 今、委員長から説明がございました。この後、討論になるというふうに思いますけれども、委員長のほうに一点だけお伺いしたいというふうに思います。この原案不採択という結果でございますけれども、大まかな理由と言いますか、その点があればお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長(橋詰 啓史君) 溝田委員長。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） まず、議会においては人事権がないということでございます。また平岡医師と院長の診察方針の違い、これが大きいものであります。また町長が平岡医師に対して人間性に対しての疑問を持っていることが挙げられました。そして、町長が今までの経緯から踏まえて現実的には無理じゃないかなという意見もございました。そういうことを勘案して様々な意見をいただきました。不採択という決定をいたしました。以上です。

○議長（橋詰 啓史君） 他に質疑ありませんか。

【「質疑なし」という人あり。】

○議長（橋詰 啓史君） それでは、これより討論を行います。嶋村議員。

○六番（嶋村 義文君） 私は採択すべきで意見を述べさせていただきます。十一月三十日開催の総務文教常任委員会において請願審査の採択が行われました。採択結果は溝田委員長報告のとおりであります。不採択の意見として、請願者が請願趣旨として述べていた平岡医師の再任要請への議員としての自らの意見を述べることなく、石井町長に平岡医師の再任の意思が感じられない、人事は町長の専権事項なので難しい、これを不採択の理由として挙げております。大変残念なことと思います。長年にわたる国保病院の診療体制の不備に対し町民の不信感が募り、結果、町内民間クリニックを受診する町民が大多数になるという状況でありました。令和三年三月に常勤内科医師として平岡医師が着任し、結果、請願趣旨にも記しているとおり、平岡医師の丁寧な対応と的確な治療のおかげで、多くの町民が国保病院での診療を受けながら雄武町で暮らすことへの安心感を持つことができました。素直な、率直な町民感情です。まさしく一条の光が差したようなものだと思われたいと思います。突然理由もなく平岡医師が雇い止め国保病院を去る事実が明らかにになり、町民の怒りが爆発したと思われたいと思います。本会議での国保特別会計の補正予算案にもおとり、まさに国保病院は危機的な経営状況であります。全町挙げての病院改革に取り組みなくてはなりません。幸い、平岡医師は「町の正職員での採用であれば喜んでお受けいたします」と回答しております。平岡医師に再度着任していただき、町民の国保病院の信頼回復に努めていただくことが病院改革の第一歩と考えております。平岡医師の再任を求め、請願採択の賛成討論とします。

○議長（橋詰 啓史君） 次に請願の原案に反対の議員の発言を許します。遠藤議員。

○四番（遠藤友宇子君） 委員会での審議を通じまして、請願者の皆さんの声を直接聞かせていただき、病院改革の必要性を感じております。町長は病院改革を選挙公約で当選されたのですから、真摯に取り組んでいただきたいです。町長は「何もしてないわけではない」とよく言われますが、残念ながら私は「何をされているのだろう」という印象を持っています。そして同時に歯がゆさも感じています。請願に対しては不採択の立場です。その理由は、総務文教委員会の中で町長は「平岡医師に戻ってきてもらっても内部組織としての信頼を持ってない」と発言されました。病院の人事に関して議会は権限を持っていません。自分の調べでは、他の町において議会在が病院人事に介入することは将来的に町にとって良い結果につながっていません。それゆえ、今回の請願に対しては不採択としたい。以上でございます。

○議長（橋詰 啓史君） 次に原案に賛成の議員の発言を許します。佐藤議員。

○一番（佐藤 寧君） 総務文教委員会でも何度も話しましたとおり、町民の方々が不慣れた状況で請願をされて、署名活動もその後ろではやられていたんですけれども、今回は請願ということで、その声を町長に直接届けるという意味は大きくあると思います。総務文教委員会の中でも申し上げたとおり、仮に平岡医師が戻ってきて国保病院に常勤医師として勤めていただければ、包括支援の延長で自宅での医療であるとか、介護であるとか、自宅での看取りなども可能になってくる。そういう可能性を秘めた町民の方々の気持ちを大切にしたいということで、私は請願には賛成いたします。

○議長（橋詰 啓史君） 次に反対の議員の発言を許します。柳原議員。

○二番（柳原 浩之君） 発言の前に、議長にしっかりとコントロールをお願いしたいんですけども、これは委員会の報告に対する賛成か反対かだと思っております。今ちょっと発言がごっちゃになって採択不採択のほうに行っておりますので、これ委員会の報告に対して賛成反対ということで述べるんじゃないんですか。違いますか。

○議長（橋詰 啓史君） 違います。何回も言ってますように、請願の原案に対しての賛成反対です。

○二番（柳原 浩之君） はい、分かりました。では私が述べさせていただきます。私はこの請願の採択に反対いたします。今回の請願は平岡医師の再任に向けた行動を要請というものでした。これ何度も言ってますけども、請願は住民自治の立場から住民の代表機関である議会に請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努めるためであります。請願の採択は法令上の基準はありませんので、委員会の自主的判断によりますが、一般的には願意が妥当であるか、次に実現の可能性があるか、さらに町村の権限、議会の権限事項に関する事項であるかなどが判断の基準とされています。今回、採択を判断するにあたり、請願者の方や町長から参考人招致した際の議事録を読み直しました。そこで実現の可能性はあるかという判断において、人事権を持つ町長の発言から、ごく近い将来、実現の可能性はないというふうに判断をし、請願の趣旨の実現はできないということから、不採択にしたいというふうに至りました。これ討論ですので、条件を付けるべきではないというふうに思いますが、雄武町立国民健康保険病院、以下、国保病院と言わせていただきます。に対する町民の方々の中において様々な意見があるというのは十二分に承知しております。今回の平岡医師の退職と病院の改革の必要性を一緒に議論すると、焦点がぼやけてしまい、論点がずれてくるということをこれまでの議会の議論の過程で認識いたしました。国保病院を良くしたいという思いは同じでありますので、批判ばかりするのではなく、今回のこの請願を契機に、どうすれば国保病院が町民の方々の理想とする病院になるかを考えるスタートになることを期待し、不採択のほうの、反対でいいんですか、反対したいというふうに思います。

○議長（橋詰 啓史君） 次に請願の原案に賛成の委員の発言を許します。

【発言なし。】

○議長（橋詰 啓史君） ないようですので反対の議員の発言を許します。長野議員。

○九番（長野 誠君） 請願、私の経験で、議員生活の中で、請願これが二つ目だというふうに思っております。一つ目の請願は実は私が請願をして、通していただいたという経過がございます。今、請願に対しての色んな決め事、議会での決め事とか色んなことは今、柳原議員が話してくれたとおりであります。町民の方から請願を受けて紹介をする議員がおりまして、それが嶋村議員でございました。それは、紹介議員がいけないとできないというのがひとつのルールであります。ですけども、私が受けた時も、請願を受けた時に、要するに今回の件は人事の件でございまして、私も予算が絡む事の請願でありました。非常に、要するに町民から請願を受けてそれができるかどうか、議会が受けていいかどうか、非常に悩みました。勉強もさせていただきました。実は予算ですから、町がやらないと言えればダメなんです。今回の件も人事でございまして。人事が一旦辞めたものをまた戻せという、そういう請願でございまして。私が、例えば紹介議員になるのであれば、この方法は取りません。この方法は簡単に不採択という結論を最初から見えておきます。議会がこれを受けても、町がノーと言えればダメなんです、これ。それをもって請願した方々は議会は何をしてるんだって集中砲火があります。議会とはそういうもんだというふうには私は認識をしておりますし、そういう考え方でやってきております。ですから町民の方々の願意は非常によく分かります。今回、一般緊急質問から始まって、今回色んな一般質問の中で、今回の補正予算もあります。言われていることはそのとおりだというふうには私も思います。そこにこの請願が行って議論をしていただいたんですけども、議論が色んなほうに分散をしてみましたように聞いております。それは病院、あそこが悪いところが悪い、これはダメだからどうだって、そういう発想の議論になると請願の趣旨から外れてしまいます。そのことが町民の方々が分かるかというところ、なかなか理解できないんだろうなというふうに思います。ですから紹介する側も非常に責任が重いというふうに思います。先ほど嶋村議員が請願の賛成のことを言いましたけども、やっぱり議会ルール、いつも私議会ルール言いますけども、外れてしまうんです。それで、何もかにも、いやいや、町民の願意が分かったから良いだろうというところで、こういう議論に収まるっていうのは非常に残念なんです。ですから先ほど言いましたように、私が紹介者であれば違う方法を取ります。もう少し色んな話をどういうふうにしていくかっていうことをやるといふふうに私は思っております。やっぱり急ぎすぎるものから右往左往してしまう。やっぱり町のほうの決定の人事権、予算権というのがあります。それが議会がひっくり返すっていうのは並大抵でないというふうには思います。ですから私が受けた請願に対しましては町の傘下、担当部局に相談をし、可能かどうか。町部局、町長のほうに可能かどうか。予算が絡むことですから、ある程度の算段をいただいた中で請願をして、議会に諮ったという経緯がございます。それは採択をしていただきました。それは採択していただいて日の目を見ることができた訳でございます。そんなことがありますんで、色んな病院改革に対しては町民の方々、不平不満あります。それも私、重々承知をしております。そういうことの議論になっていくと、あの議員は反対してるんだとか、この議員は賛成だとかって、そういう議論も聞いておりますけども、議会はそういう発想で動いてないというふうに思います。ですから今、討論の中でも言われたように、病院は、要するに今の補正予算も含めた中で、末期的な状況になっているという、これを一概にどうするかという予算を否決する訳にもいかなかった訳です。その予算を否決、感情的にです、予算を否決

するということになれば、病院はパンクしてしまいます。ですから賢明な判断で予算が通ったということもあるでしょう。ですから、やっぱり議会は感情的にならずに色々な精査をして、要するに、どういうふうにすれば町民の方々の願意に答えることができるかということ、やっぱり真摯にやらなきゃダメなんです。私方の任期もあとわずかですけれども、ずっと思ってるんですけども、病院のことは町民の方々が言われて、声高々に言うんですけども、基本的な調査をしたり、基本的な思いを病院から聞いたり、そんなことをやろうとするのがなかなかやらないのは現実なんです。過去、私、一般質問でも言ったから、委員会で病院と懇談を持った時だって、結果的にはその委員長報告でパタツと終わらせてしまうという、それが現実だったんです。そういうこともありますし、やっぱりこの病院改革については町長の取組に対しても、それは町の方々の不安もありますし、私もおかしいと思ってます。だからといって、ガンガンガン叩いていいのかっていうのは、叩かれるだけのことしか町長してないんだから、しゃあないと思いますけども。これはやっぱり真摯に取り組んでいかなきゃならないだろうというふうに思います。そんなことも含めて、私は、この平岡医師の再任に関しては日の目を見ないだろうという思いでおりましたし、これだけ、要するに総務常任委員会がご苦労をして会議をしていただいたことに感謝を申し上げて、私の討論といたします。

○議長（橋詰 啓史君） 次に賛成の議員の発言を許します。

【発言なし。】

○議長（橋詰 啓史君） 他にありませんね。ないようですので、これで討論を終わります。これより請願第二号 平岡医師の再任を求める請願についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択であります。請願第二号 平岡医師の再任を求める請願についてを採択することに賛成の方は起立願います。もう一回言います。平岡医師の再任を求める請願についての、これを採択することに賛成の方の起立を求めます。請願を採択です。

【起立少数（福原議員、嶋村議員、佐藤議員）。】

○議長（橋詰 啓史君） 三名、起立少数です。起立少数ですので請願第二号は不採択とすることに決定しました。